

三重県台湾向け輸出食品に関する証明書発行要領

(目的)

第1条 本要領は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島原子力発電所の事故を受けて、台湾当局が日本から台湾に輸出される食品について、輸出国の管轄当局等が発行する証明書等を求めることになったこと及び平成27年4月15日付けで正式公告した日本産食品の輸入規制強化を平成27年5月15日に施行し、日本から台湾への輸出にあたっては、産地証明書の添付が義務づけられたことから、三重県における証明書発行にかかる手続き及び必要事項について定めるものである。

(証明書発行の対象)

第2条 本要領に基づく証明書発行の対象となるものは、三重県において生産または収穫され、または最終的に加工され、台湾に輸出される食品（酒類を除く）とする。

(証明書の発行要件)

第3条 証明書は、以下のいずれかの要件に該当する食品に対して発行する。

- (1) 三重県が原産地の農林産物であること。
- (2) 三重県の沿岸域で採捕され、かつ水揚げされた水産物であること。
- (3) 福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県以外の都道府県が原産地の原材料を用いて、三重県において最終的に加工された食品であること。ただし、(5)の①を除く。
- (4) 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、宮城県、岩手県、東京都及び愛媛県以外の道府県の沿岸域で採捕され、かつ水揚げされた水産物で、三重県において最終的に加工されたものであること。
- (5) 次の製品については、放射性物質の基準(※)に適合しているものであること。
 - ①宮城県、埼玉県及び東京都が原産地の乳幼児用食品、乳製品、キャンディー、ビスケット、穀類調製品等並びに東京都、静岡県、愛知県及び大阪府が原産地の茶類製品を主原料とし、三重県において最終的に加工されたもの。
 - ②宮城県、岩手県、東京都及び愛媛県の沿岸域で採捕並びに宮城県、岩手県、東京都及び愛媛県で水揚げされた水産物であって、三重県において最終的に加工されたもの。

※放射性物質の基準

放射性セシウム134及び137は合わせて1キログラムあたり100ベクレル以下
乳幼児用食品、乳製品にあつては、1キログラムあたり50ベクレル以下

(証明書の申請手続き)

第4条 証明書の発行を申請する者は、以下の(1)から(6)までに掲げる書類を三重県雇用経済部長あて提出する。

- (1) 証明書発行申請書(別記様式1)及び別表
- (2) 台湾への輸出証明書(別記様式2)
- (3) インボイス等輸出手続き関係書類の写し
- (4) 収穫年月日(水産物は採捕年月日水揚年月日、加工品は加工年月日)、原産地(水産物は採捕された水域及び水揚地、加工品は加工施設の所在地)等証明事項が確認できる書類
- (5) 第3条の(5)に該当する場合は、放射性物質検査機関が行った当該製品等中の放射性物質に関する検査結果、検査方法及び検査機関の概要を示す書類及びその英文の写し
- (6) その他台湾への輸出証明書の記載事項を確認できる書類

2 証明書の発行は、三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課が担当することとし、三重県は、前項の申請手続きがなされ、提出書類の内容を確認した結果、第3条に規定する要件を満たすと認めた場合は、前項に規定する別記様式2に署名押印することにより証明書として発行する。

3 郵送での証明書の交付を希望する場合、送付に要する経費は、証明書の発行を申請する者が負担することとする。

附 則

この要領は、平成27年5月18日から施行する。